

議第34号

呉市都市公園条例及び呉ポートピアパーク設置条例の一部を改正する
条例の制定について

呉市都市公園条例及び呉ポートピアパーク設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市都市公園条例及び呉ポートピアパーク設置条例の一部を改正する
条例

(呉市都市公園条例の一部改正)

第1条 呉市都市公園条例(昭和44年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公園施設の建築面積の基準) 第3条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、 <u>100分の2</u> とする。 (指定管理者が行う業務) 第3条の8 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>前号に掲げる業務に付随する業務</u> (行為の制限) 第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) ~ (4) 略 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が指定する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受	(公園施設の建築面積の基準) 第3条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、 <u>100分の5</u> とする。 (指定管理者が行う業務) 第3条の8 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>第4条第1項の許可(市長が指定するものに限る。以下「特定許可」という。)に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げる業務に付随する業務</u> (行為の制限) 第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可又は <u>指定管理者の特定許可</u> を受けなければならない。 (1) ~ (4) 略 2 前項の許可又は <u>特定許可</u> を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長(<u>特定許可に係るものについては、指定管理者。以下この条、第17条及び第19条において同じ。</u>)が指定する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 第1項の許可又は <u>特定許可</u> を受けた者

けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4・5 略

(有料公園施設及び狩留賀海浜公園)

第8条 略

2・3 略

(保証人及び保証金)

第13条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例の規定による許可の際、連帯保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

(許可の失効)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例の規定による市長の許可は、その効力を失う。

(1)・(2) 略

(使用料)

第16条 使用者又は有料公園施設若しくは狩留賀海浜公園の附属設備を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を市長に納付しなければならない。

2・3 略

は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4・5 略

(有料公園施設及び狩留賀海浜公園)

第8条 略

2・3 略

4 天応公園のスケートボードエリア及びBMXエリアの供用日、供用時間その他必要な事項は、規則で定める。

(保証人及び保証金)

第13条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例の規定による許可(特定許可を除く。)の際、連帯保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

(許可の失効)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例の規定による市長の許可若しくは指定管理者の特定許可は、その効力を失う。

(1)・(2) 略

(許可の承継)

第15条の2 前2条の規定にかかわらず、相続、合併等により当該使用者の権利を承継した者で、市長の許可を受けたものは、当該使用者が受けた許可を承継することができる。

(使用料)

第16条 使用者又は有料公園施設若しくは狩留賀海浜公園の附属設備を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者に天応公園の管理を行わせる場合は、この限りでない。

2・3 略

(利用料金)

第16条の2 特定許可を受けた者は、当

<p>(使用料の返還)</p> <p>第17条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2 (第16条関係)</p> <table border="1" data-bbox="207 1019 746 1070"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>該特定許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める理由に該当する利用料金については、この限りでない。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</p> <p>5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第17条 既に納付した使用料又は利用料金は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2 (第16条、第16条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="853 1019 1393 1070"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

(呉ポートピアパーク設置条例の一部改正)

第2条 呉ポートピアパーク設置条例（平成12年呉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第5条，第8条，第8条の2関係）		別表（第5条，第8条，第8条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
アーケード	1日につき <u>23,400円</u>		
イベント ガレージ	1日につき <u>54,300円</u>	イベント ガレージ	1日につき <u>46,800円</u>
管理棟	1日につき <u>45,600円</u>	管理棟	1日につき <u>43,200円</u>
管理棟別館	1日につき <u>68,700円</u>	管理棟別館	1日につき <u>72,000円</u>
工房ハウス	1日につき <u>31,500円</u>	陶芸館	1日につき <u>10,800円</u>
多目的ホール	1日につき <u>36,600円</u>	多目的ホール	1日につき <u>32,400円</u>

野外ステ ージ	1日につき <u>10,500円</u>	野外ステ ージ	1日につき <u>10,800円</u>
略		略	

第3条 呉ポートピアパーク設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第5条，第8条，第8条の2関係）		別表（第5条，第8条，第8条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
略		略	
管理棟	1日につき <u>45,600円</u>	管理棟	1日につき <u>79,200円</u>
略		略	
芝生広場	—	芝生広場	—
		3 x 3バ スケット ボールコ ート	1日につき <u>36,000円</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中呉市都市公園条例第3条の5の改正規定及び第15条の2を加える改正規定，第2条の規定並びに次項及び付則第4項の規定 令和8年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の呉ポートピアパーク設置条例の規定は、令和8年4月1日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の呉ポートピアパーク設置条例の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用について適用する。

（準備行為）

4 天応公園のスケートボードエリア及びBMXエリア並びに呉ポートピアパークの3 x 3バスケットボールコートに係る使用許可の申請その他の必要な準備行為は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

天応公園及び呉ポートピアパーク内へのアーバンスポーツ施設の設置，都市公園の施設の設置等についての条件の緩和等に係る所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。